2/17月~ 税の申

令和元年分の確定申告と 令和2年度市・県民税の申告相談・受付

目時 2月17日月~3月16日月 受付時間 午前9時~午後4時

※土・日曜日および休日は除く。

場所 名張市役所1階大会議室

※上野税務署では申告会場を設けていません。

確定申告期限:所得税および復興特別所得税、贈与税3月16日 月 消費税および地方消費税3月31日 図

確定申告が 必要な人

所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対 する税額が、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた住宅借入金特別控除 額の合計額を超える人は、原則として確定申告をしなければなりません。

給与所得者は、①給与の収入金額が 2,000 万円を超える②給与を 1 箇所 から受け、その給与の全部について源泉徴収される人で給与所得及び退職所 得以外の所得金額が20万円を超えるなどの場合も確定申告が必要です。

申告すれば 所得税が戻って くる人

給与所得者は、主に次のような場合に還付申告ができます。

- ▼年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額を納め過ぎの人 ▼一定の要件を満たしたマイホームを取得または、改修して住宅ローンがある人
- ▼多額の医療費を支出した人

還付申告の場合は、振込先の口座(本人名義)が分かるものをご持参ください。

◎確定申告の問い合わせ専用ダイヤル「確定申告電話相談センター」【3月 16日月まで】 **⇒上野税務署(龠 21 - 0950)に電話をかけて、番号「0」を選択してください。**

○申告書がスマートフォンで作成できます! (www.nta.go.jp)

国税庁 HP の確定申告書等作成コーナーでは、画 面の案内に従って入力するだけで、パソコンで申 告書の作成や e-Tax による送信 (提出) ができます。 また、マイナンバーカードとマイナンバーカード対 応スマートフォンをお持ちの場合、スマートフォンか ら所得税の申告書を e-Tax で送信(提出)できます。

- 送信方法やエラー解消などでお困りのときは… e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (m 0570 - 01 - 5901)
- マイナンバーカードに関するお問い合わせ… マイナンバー総合フリーダイヤル (m 0120 - 95 - 0178)

市民税 • 県 民 税

市・県民税 申告が必要 な人

2月7日金ごろ 申告書送付予定

- ◎令和2年1月1日現在、市内在住で、所得税の確定申告をする 必要のない人のうち次に該当する人
- ・給与所得以外の合計所得金額が 20 万円以下の人(農業所得など)
- ・公的年金などの収入金額が 400 万円以下であり、それ以外の所得金額が 20 万円以下で確定申告をする必要のない人

●医療費控除を受ける場合

●住宅ローン控除を受ける場合

金の年末残高証明書など

●寄附金控除を受ける場合

…寄附した領収証

は証明書類

・事業所得や不動産所得などがあり市・県民税のみ課税になる人

※市民税・県民税の申告義務がない人でも、所得証明などの各種証明や国民健康保険税などの算定を 行うのに必要な場合があります。 <u>◎詳しくは、問い合わせ先へ</u>

🕩 申告の持ち物

- ●市役所や税務署から届いた申告書や案内はがき
- ●印鑑・筆記用具
- ●源泉徴収票
- ●申告者本人のマイナンバーカードもしくは、 通知カードと本人確認書類
- ●社会保険料控除を受ける場合
- …支払った金額が分かる書類
- ●生命保険料控除や地震保険料控除を受ける場合
- …保険料の控除証明書

特定配当所得・特定株式等譲渡所得の 申告は3月16日まで

●その他、受けようとする控除の必要書類また

…医療費控除の明細書(事前に作成してください)

…売買契約書のコピー、登記事項証明書、借入

下記に該当する場合の申告は3月16日まで (納税通知書が送達されるまでの申告でも可)。

- ●所得の申告(配当割・株式譲渡所得割)
- ●所得税と住民税で異なる課税の方法の選択 ◎詳しくは、市役所1階15番窓口、市民税担当へ お問い合わせください。

問課稅室(市民稅担当) **63 - 7429**

(▶) 市民税·県民税出張申告相談

問 課税室 ⋒ 63 - 7429

○いずれの会場も開催時間は 1 時間となります。 ○確定申告(所得税)は受付できません。

	受付·相談日	会 場	時 間
	2月18日火	名張市民センター	午前9時30分~
		赤目市民センター	午後1時30分~
	2月19日丞	蔵持市民センター	午前9時30分~
		美旗市民センター	午後1時30分~
	2月20日困	くにつふるさと館	午前9時30分~
		すずらん台市民センター	午後1時30分~
	2月21日金	薦原市民センター	午前9時30分~
		桔梗が丘市民センター	午後1時30分~
	2月26日丞	比奈知市民センター	午前9時30分~
		錦生市民センター	午後1時30分~
	2月27日困	箕曲市民センター	午前9時30分~
		梅が丘市民センター	午後1時30分~
	2月28日金	つつじが丘市民センター	午前9時30分~
		百合が丘市民センター	午後1時30分~

ふるさと納税寄附金控除の適用について

ふるさと納税をした際に、ワンストップ特例制 度を選択した人は確定申告が不要となります。

ただし、医療費控除や住宅借入金等特別控除 等を追加で受ける、その他の所得の追加申告を 行うなどの場合にはワンストップ特例は無効と なります。その際は、必ずふるさと納税の領収 証を全て持参した上でふるさと納税も併せて申 告し、控除を受けるようにしてください。

事業用の土地・建物をお持ちの人へ

物件ごとの固定資産税は次の計算式で概算できます。 (その物件の「課税標準額」)×0.017(税率) =概算の固定資産額

- ※「課税標準額」は、納税通知書の課税明細に記 載しています。
- ◎詳しくは、市役所1階14番窓口、固定資産税担 当へお問い合わせください。
- 問課稅室(資産稅担当) ⋒ 63 7437